

横浜市上飯田地区センター指定管理者事業計画書			
申込年月日 2019年 7月16日			
団体名	特定非営利活動法人 よつ葉の会		
代表者名	理事長 馬場 勝己	設立年月日	平成16年 3月 10日
団体所在地	横浜市泉区上飯田町4699番地9		
電話番号	██████████	FAX 番号	██████████
沿革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年3月 和泉北部、上飯田、上飯田団地、いちょう団地の4連合自治会内の46団体で「よつ葉の会」を設立する。</li> <li>・平成16年4月 いちょうコミュニティハウス管理運営委託受注。</li> <li>・平成17年4月1日 上飯田地区センター指定管理、いちょう・いずみ野コミュニティハウス、いずみ台公園こどもログハウスの管理運営委託受注。</li> <li>・平成18年7月1日 いずみ台公園こどもログハウスの指定管理者となる。</li> <li>・平成18年10月24日 特定非営利活動法人となる。</li> </ul>		
業務内容	<p>【よつ葉の会定款】</p> <p>主として、市民利用施設等の運営管理に関する事業を行い、また、行政との協働事業を通じて、地域交流、まちづくり等の支援を行い、不特定多数の市民を対象に公益の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>業務内容.</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区センター、コミュニティハウス、こどもログハウス、その他区民利用施設の運営管理</li> <li>2 地域交流支援</li> <li>3 まちづくり等の支援</li> </ol>		
担当者 連絡先	氏名 ██████████ 電話 045-805-5188 E-mail ██████████	所属 上飯田地区センター FAX 045-805-5189	

(1) 応募団体に関すること

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における上飯田地区センター指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

【経営方針】

よつ葉の会は4つの連合自治会の住民が自ら設立した公益活動を行う特定非営利活動法人として次の経営の基本方針を掲げます。

- 1 地域の方々がいつでも気軽に安心して利用し地域コミュニティ拠点となる施設運営を行います。
- 2 学校や行政だけに頼らず多様なニーズに寄り添う、地域での「子育て支援」や「青少年健全育成支援」を進めます。
- 3 人生100年時代に向け、介護を予防し元気でアクティブに高齢者や障害者が活動できる支援や健康増進を行います。
- 4 さまざまな年代の自主活動や学びあいがつながる「生涯学習支援」を行います。
- 5 区役所と協働し、だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域共生社会づくりを進めます。

【業務概要 主要業務】

現在管理運営している施設名	業務開始年月	業務区分
上飯田地区センター	平成17年4月	指定管理
いずみ台公園こどもログハウス	平成17年4月	指定管理
いちょうコミュニティハウス	平成16年4月	管理運営委託
いずみ野コミュニティハウス	平成17年4月	管理運営委託

【特色】

上飯田地区センターは、地域の長年の設置要望を受けて開設された施設です。それだけに地区センターは地域の方々の大切な活動場所として親しまれ地域の自発的主体的な活動に支えられています。ロビーや受付、図書コーナーには地域の方が自分たちの地区センターを美しくきれいにとの思いから季節の庭の花を持ちより飾られています。廊下などは写真や絵画サークルの作品を自主的に展示するギャラリーとして活用されセンターを彩っています。地区センタースタッフとの会話を楽しみにウォーキングの休憩スポットとしても日々来館されます。

私たちよつ葉の会は指定管理者として公正な管理運営を行うことはもちろんですが、地域住民の自治団体である連合町内会を母体とする法人として地域の生活者の視点にたちその気持ちに寄り添いながら運営にあたっています。

このような日々の取り組みや理念から、よつ葉の会は地域住民の自主活動と交流の場である地区センターの管理運営には最適な団体であり、地域自治の仕組みづくりに取り組む泉区行政の理念にも適うものと考えます。

イ 応募団体の業務における上飯田地区センター指定管理業務の位置づけ

よつ葉の会の経営基本方針に掲げている、区役所と協働した「だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域共生社会づくり」を進めるためには、地域に暮らす方々の顔の見える関係づくりや日常的な交流が土台となります。上飯田地区センターは地域に開かれ気軽に利用していただくことでコミュニティづくりの拠点としての役割を担います。また子育て、青少年、高齢者や障害者などさまざまな対象に向けた自主事業を指定管理者として企画実施し地域に発信することで、住民同士のつながりづくりや地域課題解決に向けてよつ葉の会が貢献することができます。

また、実施にあたっては地区連合町内会を母体とする強みを生かして地域内の各種団体や関係施設と連携協力して成果を上げられると考えています。

ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

- 1 上飯田地区センター指定管理 平成17年4月～ 2期
  - 2 いずみ台公園こどもログハウス指定管理 平成18年7月～ 2期
  - 3 いちようコミュニティハウス管理運営委託 平成16年4月～
  - 4 いずみ野コミュニティハウス管理運営委託 平成17年4月～
- 現在、管理運営施設は以上の4館です。

( / ) ※A4版1ページ以内でおまとめください。

(2) 上飯田地区センター管理運営業務の基本方針について

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

イ 地域特性、地域ニーズ

ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

地区センターは、①地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、②スポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることができる場として、設置されています〔横浜市地区センター条例第1条〕。

現在、泉区は人口の4分の1近くが65歳以上の高齢者であり、また、1世帯あたり人員は2.46人と市で2番目に多いものの少子高齢化が進行しています。このような社会状況の中、子育て支援や青少年の育成には地域社会全体で取り組むことが大切であり高齢者については要介護状態になる以前の介護予防や認知症予防の取り組みは重要となっています。人生100年時代と言われる中で一人ひとりが生涯にわたる健康的な生活デザインを組み立てていくことはますます大切です。

また、泉区は障害関係の事業所や外国人の居住が多いなどの特徴があり、互いの違いや多様性を認め合う地域社会づくりはこれからの大きな課題でもあります。

こうした中で地区センターなどの市民利用施設を市民の活動と交流の場として、支えあう地域づくりにつなげることは今後の区政運営のなかでも大きな意味をもつと考えます。

よつ葉の会はその経営方針にあるとおり地区センターの運営を通して地域の方々の交流と自主活動の活性化に取り組み、泉区行政の基本目標「共感と信頼の泉区政、区民とつくる元気の出る泉区」達成に向けたパートナーとして地域のニーズや抱える課題の解決に向けても共に歩んでいきます。

イ 地域特性、地域ニーズ

上飯田地区センターが受け持つ和泉北部地域及び上飯田（市営県営団地含む）地域は次のような特徴ある地域特性があります。

- ・ 相鉄いずみ野駅周囲の計画的住宅地と古くからの農村集落と住宅が混在する住宅地がある。
- ・ 農家や耕作地が比較的多く市街化調整区域の面積も多い。
- ・ 市営上飯田団地は高度成長期に造成され住民は高齢化率56%を超え区内一番。
- ・ 県営いちょう団地は高齢化と共に多くの外国人や外国にルーツを持つ住民が全世帯の約4分の1。
- ・ 介護や障害関係の施設事業所等が43か所と多い。

また地区センター体育室の利用率が97%を超えるなどスポーツニーズが高く、瀬谷区、大和市、藤沢市と区・市の境界を接し泉区民外からの利用が約4分の1といった特徴があります。一方では最寄駅から遠距離（いずみ野から徒歩25分）バス便の減少など公共交通アクセスの課題により地域の高齢者等の利用が減少しています。

【地域特性への対応】

このような上飯田地区センターの地域特性に合わせてセンターでは次のような特徴ある取組を進



めていきます。

- ・センターへのアクセス改善のため地区内の介護福祉事業所や自治会町内会と連携してイベント時の送迎など移動対策を行います。
- ・地域でとれる新鮮ないずみ野菜を利用した自主事業や野菜朝市を行い地産地消や泉区のイメージアップにつなげます。
- ・地域の障害者事業所等によるパンやコーヒー等の提供を行い障害者の社会参加支援や地区センターの利用者サービス充実をすすめます。
- ・町内会自治会等で行われる行事と連携した事業（例 上飯田文化展の誘致など）を進めます。
- ・介護福祉や障害事業所の日中活動や職員の余暇活動などの場所としての利用をPRし進めます。
- ・地区内に居住する外国人人材を自主事業講師やイベント出演に参加いただき多様な文化の紹介を行います。

#### 【地域ニーズへの対応】

日常の利用者ニーズについては受付窓口や「ご意見箱」により把握し対応していきますが、利用者だけでなく地域のニーズについては、よつ葉の会役員は自治会役員などを兼ねており日常活動の中で各自治会・町内会の情報収集や調整をきめ細かく行い把握することができます。

よつ葉の会が管理運営している和泉北部地区のいずみ野コミュニティハウスといずみ台公園こどもログハウス、いちよう団地地区のいちようコミュニティハウスには近隣在住のコミュニティスタッフが勤務しており、それぞれが地域ニーズをお聞きし、情報を地区センターの事業運営に反映することができます。地区センターの職員やコミュニティスタッフは自主事業や広報担当でもあり事業は地域に密着した情報をもとに企画が提案されスタッフが中心となり進めていきます。

#### ウ 公の施設としての管理

公の施設は利用を通じて住民の福祉増進を図る目的で設置された施設であり、指定管理者としてよつ葉の会は公平公正で効率的な施設管理を行い、より良いサービスを適正なコストで提供していきます。

またサービス提供にあたっては、だれにもわかりやすく適正な手順に基づく「明快性」、利用者目線でニーズに合わせたきめ細かい対応による「柔軟性」、利用者の声が反映される運営「公開性」が重要と考えます。

##### 「明快性」

だれもが平等公平に利用できるよう、地区センター条例をはじめとした法令や指定管理業務に関する基本協定書、指定管理者制度運用ガイドライン等を遵守します。また、地区センター利用要綱を定め、利用のご案内を作成して利用者によりわかりやすく説明します。利用許可の判断等で疑義が生じた場合は、施設所管課に協議の上決定します。館内掲示やサインはどなたにも分かりやすく見やすい表示を行います。

##### 「柔軟性」

地域活動等で福祉や地域コミュニティ増進に寄与する重要な活動や行事については優先利用や利用料減免を行い地域活動を支援していきます。利用時間前に準備等が必要な場合は、その都度状況

に合わせて柔軟に対応していきます。部屋の利用では工芸室や会議室での音楽練習やダンス、和室でのヨガなど本来と異なる用途であってもニーズにきめ細かく対応していきます。

「公開性」

利用者の要望やクレームについては、よつ葉の会運営4館すべてに「ご意見箱」を設け把握に努めています。このご意見については、地区センターでは館長・職員が利用者から直接ヒアリングして意見や要望を把握し速やかに対応を図っています。さらには「利用委員会」で共有するとともに「利用者会議」、「スタッフ会議」においても利用者の要望の把握と改善に努めていきます。

さらに、毎年利用者アンケートを実施し、その意向も踏まえて互いに利用しやすい地区センターとするための運用ルール等も共有化していきます。

( / ) ※A4版1ページ以内でおまとめください。

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

上飯田地区センターの管理運営人員体制は、提出書類ツのよつ葉の会組織図のとおりです。常勤者は館長1名、主任2名の3名で管理業務、受付支援業務に従事しています。勤務時間は、8時45分～16時45分及び13時～21時のシフト勤務です。館長は地区センター含むよつ葉の会運営4館の館長を兼務します。主任2名も組織全体の庶務経理労務業務を担い効率化と経費節減を図ります。

館長は各館を巡回して業務状況の把握や伝達を行い、コミュニティスタッフとのコミュニケーションを図りながら、各館への的確な指示と円滑な業務管理を進めます。

地区センター以外の各館には、コミュニティスタッフのうちベテラン1名をリーダーと定めて、勤務ローテーションの調整や日常の業務取りまとめを行います。運営でのトラブルや問題が生じた場合は、リーダーが初期対応にあたるとともに、館長及び地区センター主任に報告し適切な指示を受け対応する運営方式とすることで最小限度の経費で迅速円滑な運営を可能とします。

受付等のコミュニティスタッフは、午前2名(8時30分～13時)、午後1名～2名(12時30分～17時)、夜間2名(16時30分～21時)を原則配置し2グループによる隔週交替とします。他に清掃を行う作業スタッフ(7時30分～10時30分)は1名隔週交替です。事務補佐は1名で、常勤者が不在の場合等、同時間帯に勤務します。図書スタッフも兼務し図書コーナー蔵書の整理事務等もを行います。経理補佐は1名で、週2日(8時30分～17時)勤務で、記帳事務(入力)、経理帳票作成事務等に従事しています。常勤者(月給制)以外のスタッフは、すべて時給職員です。

この組織人員体制は、受付業務の1日及び1週間の中での業務量の変動を見込んだ、最少人員による効率的な管理運営体制になっています。

最も多数である受付スタッフは、文字通り来館者の受付、利用に伴う関連業務等に従事します。採用にあたって資格等は特に求めています。地元在住者から人物本位で採用していますが、PTA、町内会などの役員・ボランティア経験者、簡単なパソコン操作ができること、工作等が苦にならないことなどを勘案して採用しています。

現在の受付スタッフは町内会役員・ボランティア経験者が多く、地元の事情に通じています。

また、図画工作が得意、音響に明るい、機械設備に明るいなどのスタッフが多く、ボランティアにより、イベント費用、修繕など維持管理費の節約に貢献しています。

主任は、建築、設備など建物の維持管理業務に明るいこと、受付スタッフ業務経験者であること、主任業務の経験があることなどが必要であると考えますが、現在の主任2名は、1名が1級建築士・スタッフ業務経験者、1名が他地区センターでの指導員経験者で主任業務に適当な人材が配置されています。

( / ) ※A4版1ページ以内でおまとめください。

(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制と職員研修計画

個人情報の保護について

横浜市の個人情報管理の方針にのっとり、「よつ葉の会個人情報管理規定」を設け、館長が責任者として適正に管理します。個人情報の入手については、施設利用申し込み、図書カードの申込み、団体登録情報において、運用、管理に必要な最低限の収集にとどめます。

また、当該資料については業務終了後、施錠のできる書庫等へ保管します。USBメモリー等の記録媒体やパスワード等は適正な管理を行います。さらに、個人情報を取り扱う事務の委託を受けた事業者として、課せられた義務を適切に果たしていくため、個人情報保護法制と運用の実態について理解を深める研修を全スタッフに対して実施します。

職員研修計画

職員研修は館長が育成責任者として実施します。新人コミュニティスタッフ向けには業務要領を作成しそれをベースとした2週間程度のOJT研修を実施します。全職員スタッフには個人情報保護以外に窓口に寄せられた意見や接遇マニュアルを活用した接遇研修、人権課題に積極的に取り組むための研修、緊急時に対応するAED操作研修を実施し個々の資質向上と職場全体のスキルアップを図ります。

( / ) ※A4版1ページ以内でおまとめください。



(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

防災については、施設、設備の日常定期点検を行うとともに、緊急時に備え、施設内の利用者の適切かつ速やかな誘導體制と、区役所、消防、警察への連絡体制を整えています。

開館時に災害等の緊急事態が生じたときは、利用者の安全を第一に、関係官庁と迅速な連絡をとり適切な対応を行います。また、震災発生時は、区との「災害時等における施設利用の協力に関する協定」に基づき地区センターは帰宅困難者一時滞在施設として、滞留者の安全確保と災害関連情報の提供に協力します。協定外のコミュニティハウスにあっても、区等からの要請があれば、臨機に被災者の一時避難場所としての役割を果たしていきます。

防災は、平時の訓練が極めて重要ですが、全館スタッフによるAED操作訓練、心臓マッサージ訓練、防災設備確認訓練、消火訓練、利用者との避難訓練などの防災訓練を計画的に実施します。

施設設備の故障、事故、犯罪等の予防に関しては、適切な設備点検の実施を前提に、スタッフ全員が迅速な連絡ができるよう、緊急時の事業者連絡先の一覧表を事務室内に掲示しています。スタッフ日常業務における防犯関係チェックはチェックリストにより誰もが漏れのないチェックができるようにしています。防犯は機械警備となっていますが、防犯カメラを建物外部へ設置しています。

また、緊急時のスタッフ連絡体制を定め迅速な連絡を確保しています。

(4) 施設の運営計画

- ア 設置理念を実現する運営内容
- イ 利用促進策

ア 設置理念を実現する運営内容

地区センターは、①地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、②スポーツやクラブ活動等を通じて相互の交流を深めることができる場として設置されています〔地区センター条例第1条〕。

よつ葉の会は、第一の経営方針として「地域の方々がいつでも気軽に安心して利用できる地域コミュニティ拠点としての施設運営」を掲げています。地元地域の連合町内会を母体とするよつ葉の会が上飯田地区センターを運営することは、地域の住民が主人公となり地域コミュニティづくりと地域自治を進める場が実現すると考えています。

事業推進にあたっては地域の町内会や団体の役員・ボランティア経験が豊富なスタッフが、地域のニーズに対応した自主事業を計画し実施していきます。自主事業は低廉な費用で参加しやすいだけでなく、事業を通じて参加者によるサークル化をコーディネートし住民相互の顔の見える関係づくりや、活動を通じた地域コミュニティの醸成をねらいとしています。

また登録サークルには利用調整会議を経ての申込優先順位を決めることで定期的な活動を支援し活動を安定化していただくこととしています。すでにこの取り組みにより、上飯田地区センターでは現在127の団体が登録団体として、スポーツ、音楽、ダンス、健康体操、絵画、工作、料理などの様々な活動をとおして相互交流を深めていただいています。

地域住民の皆さんが気持ちよくいきいきと活動するためには地区センタースタッフの対応が大変重要です。よつ葉の会では「元気な挨拶」と「笑顔」をモットーとして全員が日々実践しています。接遇研修の実施や館内各所への掲示を通じて徹底し、利用して良かったといただける接客を心掛けています。

地域コミュニティ支援事業としては、当センター利用団体の作品展示、演芸発表とともによつ葉構成団体である4連合町内会が模擬店出店、バザー・地域の方の絵画展示を合わせて開催し、福祉団体、行政なども出店する大きなイベントであるもみじ祭り、地元小・中学校、高校、大学、利用団体による合唱、楽器演奏、ダンスで地域が盛り上がるクリスマスコンサートを実施していきます。

新規事業としては、上飯田地区住民による「上飯田文化祭」を誘致し文化活動の発表の機会の充実とさらなる地域コミュニティの推進を図っていきます。

**イ 利用促進策****①移動支援対策**

上飯田地区センター周囲は市街化調整区域で最寄駅から徒歩25分と交通アクセスにも恵まれていない中で開設以来集客に努力してきました。しかしながら至近のバス便数減少、外出困難な高齢者の増加などから近年の利用状況は低下傾向にあります。

利用促進に向けては交通アクセス対策が喫緊の課題となっています。よつ葉の会としては地域と共にコミュニティバス運行なども今後検討課題に入れていきますが、より実現しやすい移動支援策として地域ケアプラザなど近隣の福祉施設車両や送迎ボランティアと連携した送迎活動を進めていきます。

**②各室の利用促進策**

体育室のように100%近い利用がある部屋がある一方で、音楽室は80%程度、他室（会議室、和室、料理室、工芸室）のように60%に満たない利用率が低い部屋があります。音楽室は今年度に利用率の低い午後3時からの時間帯にしほり割引キャンペーンを行ってテコ入れし利用率が向上しており引き続き実施していきます。他室では活動が盛んになっているヨガサークルや個人の音楽練習での利用等、柔軟な部屋利用をPRしていきます。

**③新たな層の開拓による利用拡大**

近年の傾向として高齢者の実利用人数も減少しており超高齢化の流れの中でセンターの魅力を高めて若い世代など新たな層への開拓が必要と考えています。具体的には近隣の障害者支援事業所と連携しロビーでのパン・コーヒーの販売により交流カフェとしての利用を拡げていきます。

体育室については青少年世代の優先利用枠を増やし新たな利用者拡大を図ります。

地域には福祉関係事業所が多い特徴を生かして日中の支援活動での利用、夜間の職員サークルによる利用等の個別PRを進めていきます。

( / ) ※A4版1ページ以内でおまとめください。

(4) 施設の運営計画

ウ 利用料金の設定について (※地区センターのみ該当)

地区センターの利用料金は部屋別に㎡単価が運用基準として定められこれに従って設定されています。しかし上飯田地区センターの体育室については冷暖房設備があることから他の地区センターに比較してガス代の負担が必要となります。体育室のこまめな温度管理など運用を工夫してまいりますが、料金設定の見直しあるいは冷暖房費の利用者負担は今後の受益者負担の適正化として検討されるべき課題と考えています。

音楽室についてはバス便の減少により午後3時—6時の時間帯の利用率が低下していました。テコ入れ策として本年6月から割引キャンペーンを行った結果、一定の成果も見られることから同様のPR手法を今後も検討していきます。

( / ) ※A4版1ページ以内でおまとめください。

## (4) 施設の運営計画

エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

オ 利用者サービス向上の取組

カ ニーズ対応費の使途について (※地区センターのみ該当)

エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

利用者等の要望の把握については、「ご意見箱」を設け、「利用委員会」で改善策を検討します。また、館長、主任をはじめスタッフが利用者から直接ヒアリングして意見や要望の把握を行っています。地区センター利用者会議、スタッフ会議においても利用者の要望の把握と改善に努めます。

地域から雇用されるスタッフは運営のサポーターであると同時に、地区センターの広聴・広報担当でもあります。月一回のスタッフ会議では地域に密着した情報をもとに自主事業の提案がスタッフから提出されています。また、管理運営する他館からも館長が出席する当該館のスタッフ会議などでスタッフから地域の情報が提供されますのでこれを地区センターで共有でき、事業運営に活かすことができます。

オ 利用者サービス向上の取組

既に地区センターでは泉区のシティセールスの取組みと連携し、地元農家が取れたて野菜を販売する「野菜の朝市」を実施し泉区の魅力を伝えています。それに合わせて地域の障害者支援事業所のパン・コーヒーを提供する交流カフェを行い、利用者サービス向上と地域交流を進めていきます。

カ ニーズ対応費の使途について (※地区センターのみ該当)

地区センター祭り(もみじ祭り)、小・中学生等が日頃の練習成果を地域の人たちに披露し、楽しんでいただくクリスマスコンサートの経費、利用者が直接使う備品、消耗品、利用者の利便性向上のために支出する修繕費等に使用しご利用の皆様へ還元してまいります。

( / ) ※A4版1ページ以内でおまとめください。



## (4) 施設の運営計画

## キ 本市重要施策に対する取組

情報の公開に関しては、横浜市の情報公開条例の趣旨にのっとりよつ葉の会が行う上飯田地区センターの管理業務に係る情報の公開に関し必要な事項を定めた地区センター情報公開規定を定め対応しています。文書等の原則開示を前提に適正な情報の開示や情報開示申出者の利便性を考慮した開示請求前の情報の提供など適切な措置を講じています。

人権の尊重は、受け持ち地域の中に泉区で最も高齢化率が高い(約50%)上飯田団地、外国籍人口が4人に1人強のいちよう団地を抱える上飯田地区センターにとって真摯に取り組むべき課題であります。また地域内に横浜市松風学園を始め多くの障害福祉事業所が立地しており地区センターはその運営を通じて地域共生社会を推進するコミュニティ拠点として使命を担っています。受付業務における接遇研修などとともにスタッフ会議の場を利用して全員でその役割を認識し人権について考える研修を実施しています。

環境への配慮は、今や全地球規模の課題です。平成24年3月に横浜意市緑アップ計画に基づく屋上緑化工事として完成した当センターの屋上緑化は横浜市内地区センターで最初のもので、この緑化に伴い透過熱の反射熱の減少による省エネ効果が期待されています。また、この庭園には、日照防止の緑のカーテンとしてゴーヤを育成しています。このほか、トイレ照明のこまめな消灯、利用者の状況により適切な部屋・コーナーのエアコンのON, OFFなど、スタッフは日常的に省エネを意識して行動しています。

物品購入や修繕、メンテナンス等については地域経済へ還元するため市内中小企業への優先発注を遵守して発注を行っていきます。

## (5) 自主事業計画

よつ葉の会定款の第3条(目的)に「…行政との協働事業を通じて、地域交流、まちづくり等の支援を行い、不特定多数の市民を対象に公益の増進に寄与することを目的とする。」とあります。これを受けて当会では、泉区の運営方針の基本目標「共感と信頼の泉区政～区民とつくる元気の出る泉区づくり」及び基本目標達成に向けた施策に摺合せ、次の5つの分野で自主事業を計画していきます。

(1) 地域コミュニティ支援、(2) 子育て支援と青少年健全育成支援、(3) 高齢者障害者健康増進支援、(4) 生涯学習支援 (5) 地域共生社会づくり

具体的な事業名、事業内容は別紙(提出書類エ様式4)のとおりです。また、事業内容によってはスタッフが講師になるなど、参加者に低廉な参加費で気軽に参加して楽しんでもらう、交流をしてもらうことを目的に、さらに、団体として活動し登録団体となることの支援もお行いながら自主事業を実施していきます。

5つの区分に整理して実施する自主事業の中で特徴ある取組としては、青少年健全育成支援として、毎週水曜日と金曜日の週2回、地域出身の大学生等が講師となった中学生学習室を(平成18年度から継続)実施していきます。学習塾とは異なり、勉強の苦手な子供たちが自主的な学習習慣を身につけることや社会性のある中学生を育てるということを目標としています。入室に際しては親子面談をしてそれぞれのご家庭の状況も把握しながら必要な連携や支援を心がけています。講師の大学生の中には、この中学生学習室の出身者もあり地域の若者たちの縦のつながりが長い目で観て、今後の地域コミュニティづくりに役割を果たしていくと考えます。

また、地域共生社会づくりとして、地域内の福祉事業所と連携した取り組みを今後強化していきます。障害者事業所やボランティアと連携したパンやコーヒーを提供するカフェを行う他、地域内の子供から高齢者、障害・高齢の施設利用者の作品を集めた上飯田文化展(現在、松風学園を会場)を新たによつ葉の会の共催事業として調整していきます。

( / ) ※A4版1ページ以内でおまとめください。

事業計画書(6)

(6) 施設の維持管理計画

市との基本協定に基づき、清掃、設備関連、エレベーター、防災機器業者等との年間契約を締結し建物の維持管理に努めています。

点検業者より不具合点、改善提案等があった場合には、それに要する費用、工事期間（利用者への不便を与えないよう）、改善の必要性等を検討判断し、必要があれば区、市へ働きかけて対応しています。

なお、当地区センターには、一級建築士の主任をはじめ、男性スタッフが設備、機械関連に精通していて、巡回による不具合箇所等の早期発見に努め、対処できる小破修繕等は実施しています。これが修繕費の削減に大きく寄与し、同時に建物、設備の長寿命化に貢献しています。

当地区センターでの対処ができない場合は、専門業者と打ち合わせ、優先順位により対処しています。この際にあっても、業者に対して的確な状況伝達や見積審査等において、主任が有している資格を有効に発揮し、適切かつ経済的な修繕が実施されています。

以上のとおり、建物、設備の長寿命化に職員、スタッフ一同が取り組んでいます。

( / ) ※A4版1ページ以内でおまとめください。

## (7) 収支計画(収入計画)

## ア 収入計画の考え方について

## イ 増収策について(※地区センターのみ該当)

## ア 収入計画の考え方について

上飯田地区センターの指定管理料は、次表のとおり、泉区4地区センター(4館ほぼ同一延べ床面積で部屋仕様同一)のうちで最も安価で、この点、行政経費の節減に寄与していると考えます。

収入項目のうち利用料金収入は実績を勘案して計上しました。自主事業収入のうち中学生学習室は消費税分の月謝アップと教材費等実費負担分の徴収を明確にし、収入増を見込みました。雑入はほぼ実績額を計上しました。

## 泉区各館指定管理料、給与・賃金等

(金額単位：千円)

地区センター	H29 指定管理料	H29 給与・賃金	竣工年度	延床面積
立場	34,208	21,862	S61	1,707 m <sup>2</sup>
中川	33,535	24,714	S63	1,739 m <sup>2</sup>
下和泉	37,599	20,943	H8	1,870 m <sup>2</sup>
上飯田	32,244	21,212	H14	1,789 m <sup>2</sup>

「泉区ホームページより」

## イ 増収策について(※利用料金収入は、地区センターのみ該当)

- ・自動販売機の売上手数料。
- ・「朝市」活性化による農家からの手数料収入。
- ・料理室利用におけるガス代・水道代の時間当たり定額徴収の実施検討。

(7) 収支計画(支出計画)

ウ 支出計画の考え方について

指定管理料が区内4地区センターで最も少ない(H29)中で、最低賃金の改定によるスタッフ賃金上昇見込み等の経費増額要因を抱えていますが、電気料金の事業者の見直し変更(エネットから東電へ)による低減を図り、指定された指定管理料上限額の範囲内で事業を行っていくために平成30年度決算額や令和元年度予算額程度の金額を見込み計画を立てました。給与・賃金総額についても区内の他地区センターと比べて低位にあり節減に努めています。計画では令和元年度予算額程度を見込みました。

効果的な人員配置と事業実施により利用者サービスの質を低下させないよう努力し、地域の皆さんの福祉向上のため、さらに全力を傾けて管理運営にあたってまいります。

( / ) ※A4版1ページ以内でおまとめください。



横浜市上飯田地区センター自主事業計画書(1)

団体名 特定非営利活動法人 よつ葉の会

子育て支援		自主事業予算額					
事業名	①募集対象	総経費	収入		支出		
	②募集人数		指定管理料から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
	③一人当たり参加費						
親子リトミック	未就学児 小学低学年	70,000	70,000	0	64,800	5,200	0
	自由						
	無料						
ベビーマッサージ教室	親子	16,200	12,200	4,000	16,200	0	0
	8組						
	500						
合 計		86,200	82,200	4,000	81,000	5,200	0

業内容等を様式4に記載してください。

## 横浜市上飯田地区センター自主事業計画書(2)

団体名 特定非営利活動法人 よつ葉の会

青少年健全育成		自主事業予算額					
事業名	①募集対象	総経費	収入		支出		
	②募集人数		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
	③一人当たり 参加費						
中学生学習室	中学生	1,163,800	267,800	896,000	719,000	144,800	300,000
	24						
	4,200・8,400/月						
子ども書道教室	小学生	36,000	18,000	18,000	32,400	3,600	0
	10						
	300/回						
父の日に贈る プレゼント作り	小中学生・一般	5,400	-5,600	11,000	5,400	0	0
	10組						
	300(子)800(親)						
夏休み子ども工作①	小学低学年	7,800	5,400	2,400	5,400	2,400	0
	8						
	300						
夏休み子ども工作②	小学高学年 中学生	11,900	7,100	4,800	5,400	6,500	0
	8						
	600						
夏休み子ども工作③	小中学生女子	7,800	5,400	2,400	5,400	2,400	0
	8						
	300/回						
子ども焼き絵体験教室	小学3年～中学生	5,000	2,600	2,400	0	5,000	0
	8						
	300						
交通安全自転車講習	小学生以上	2,000	2,000	0	0	2,000	0
	自由						
	無料						
合 計		1,239,700	302,700	937,000	773,000	166,700	300,000

業内容等を様式4に記載してください。

## 横浜市上飯田地区センター自主事業計画書(3)

団体名 特定非営利活動法人 よつ葉の会

生涯学習支援		自主事業予算額					
事業名	①募集対象	総経費	収入		支出		
	②募集人数		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
	③一人当たり 参加費						
プリザーブドフラワー教室	一般	11,000	1,000	10,000	5,400	5,600	0
	10						
	1,000						
筆ペン講座	一般	18,000	8,000	10,000	16,200	1,800	0
	10						
	1000						
クラフト教室	一般	12,300	2,300	10,000	10,800	1,500	0
	10						
	1000						
布ぞうり作り	一般	7,000	5,500	1,500	5,400	1,600	0
	5						
	300						
郷土料理教室	一般	24,000	6,000	18,000	21,600	2,400	0
	10						
	1800						
3B体操教室	一般	6,000	0	6,000	5,400	600	0
	12						
	500						
干支木目込み教室	一般	60,000	28,000	32,000	16,200	43,800	0
	8						
	4000						
お正月用フラワーアレンジメント	一般	30,400	8,400	22,000	5,400	25,000	0
	10						
	2200						
初めてのみそ作り	一般	46,800	10,800	36,000	10,800	36,000	0
	12						
	3000						
手打ちそば教室	一般	25,000	7,000	18,000	10,000	15,000	0
	12						
	1500						
		0	0				
		0	0				
合 計		240,500	77,000	163,500	107,200	133,300	0

業内容等を様式4に記載してください。



## 横浜市上飯田地区センター自主事業計画書(4)

団体名 特定非営利活動法人 よつ葉の会

高齢者支援		自主事業予算額					
事業名	①募集対象	総経費	収入		支出		
	②募集人数		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
	③一人当たり 参加費						
振り込め詐欺対処講座	高齢者	10,000	10,000	0	0	0	10,000
	自由						
	無料						
健康講座	高齢者	21,200	17,200	4,000	16,200	5,000	0
	20 200						
切り絵教室	高齢者	23,200	15,200	8,000	16,200	7,000	0
	10						
	800						
合計		54,400	42,400	12,000	32,400	12,000	10,000

業内容等を様式4に記載してください。

## 横浜市上飯田地区センター自主事業計画書(5)

団体名 特定非営利活動法人 よつ葉の会

地域コミュニティ支援		自主事業予算額					
事業名	①募集対象	総経費	収入		支出		
	②募集人数		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
	③一人当たり 参加費						
もみじ祭り	制限なし	150,000	150,000	0	0	50,000	100,000
	自由						
	無料						
クリスマスコンサート	制限なし	200,000	200,000	0	25,000	30,000	145,000
	自由						
	無料						
野菜朝市	制限なし	0	-60,000	60,000	0	0	0
	自由						
	無料						
合 計		350,000	290,000	60,000	25,000	80,000	245,000

業内容等を様式4に記載してください。



## 横浜市上飯田地区センター自主事業計画書(6)

団体名 特定非営利活動法人 よつ葉の会

地域共生社会づくり							
事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
パン販売	制限なし	0	-25,000	25,000	0	0	0
	自由						
	無料						
合計		0	-25,000	25,000	0	0	0
総合計		1,970,800	769,300	1,201,500	1,018,600	397,200	555,000

事業ごとの事業内容等を様式4に記載してください。

## 横浜市上飯田地区センター自主事業別計画書(単表1)

団体名 特定非営利活動法人よつ葉の会

子育て支援事業		
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
親子リトミック	幼児期は、一番心に響くといわれるママの声を聴きながら一緒に音楽を楽しみ、スキンシップをし、歌ったり、踊ったり安定した心の発達を促す手伝いをする。また、他の子と交わりを通して自分の子どもの発達段階を知り、今後に役立ててもらおう。なお、終了後、本の読み聞かせや紙芝居を実施する。	4月～3月 月1回 年間12回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ベビーマッサージ教室	ベビーマッサージは、親と子がマッサージによるスキンシップを通して、お互いの信頼と絆を高めると同時に、周囲の子どもとの発達状況を確認し、運動機能や内臓機能の向上に役立つ場所を提供する。	5月 3回コース

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

## 横浜市上飯田地区センター自主事業別計画書(単表2)

団体名 特定非営利活動法人よつ葉の会

青少年健全育成支援事業(1)		
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
中学生学習室	色々の理由で塾に通えない向学心のある中学生を、地域の学校を卒業した大学生を中心とした講師陣が学習の支援を行う。この事業は、当よつ葉の会の中心事業であり、開館当時から力入れている事業であり、卒業した生徒は各高等学校で活躍をしている。	4月～3月 毎月 毎週水曜日、土曜日開催
事業名	目的・内容	実施時期・回数
子ども書道教室	書道をすることにより、所作、情緒の安定を身につけ、文字の美しさを発見してもらう手伝いをする。また、地域の作品展にも出品することにより、自信をつけてもらう。なお、正月の書初め時には特別教室を開催する。	4月～9月 月1回
事業名	目的・内容	実施時期・回数
父の日に贈る プレゼント作り	母の日の宣伝等は数多くあるが、父の日の存在は少ない。そのため、父への感謝を表すため、マグカップにハサミがあれば出来るというポーセラーツに挑戦し、世界に一つのマグカップを作り父の日にプレゼントします。	5月 1回
事業名	目的・内容	実施時期・回数
夏休み子ども工作①	小学生3年生以下の低学年を対象に、夏休みにお父さんやお母さんと一緒に多少難しい手の込んだ工作を作ってもらおう。また、普段使わない刃物の使い方もお父さん、お母さんにも一緒に体験してもらおう。	8月 1回
事業名	目的・内容	実施時期・回数
夏休み子ども工作②	小学高学年から中学生を対象に、科学の実験や、普段作った事の無い変わった素材を使用し工作に挑戦してもらおう。	8月 1回



## 横浜市上飯田地区センター自主事業別計画書 (単表3)

団体名 特定非営利活動法人よつ葉の会

青少年健全育成支援事業(2)		
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
夏休み子ども工作③	小学生～中学生の女子児童を対象にアクセサリー、布、和紙等を用いた小物入れ等作りに挑戦してもらおう。	8月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
子ども焼き絵体験教室	普段見たことのない焼き絵(ベニヤ板に電熱ペンで描く)に挑戦してもらい、作品を額に入れ出来上がったものを自分の机に置いたり、学校の夏休み工作として出品し、皆と違う作品を喜んで貰いたい。	9月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
交通安全自転車講習	スマホ片手の運転、友達と固まったの運転、歩道でのスピード運転等で第三者へ傷害等も増え、また、それに伴う賠償額も大きくなっている。警察の協力を得て正しい自転車の乗り方や親御さんも参加してもらい保険加入の大事さも指導してもらい、事故の減少に協力したい。	10月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

## 横浜市上飯田地区センター自主事業別計画書(単表4)

団体名 特定非営利活動法人よつ葉の会

生涯学習支援事業(1)		
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
プリザーブドフラワー教室	フラワーアレンジメントにも色々ありますが、この教室は新鮮な生花を脱色液に漬け、花を取り出し潤滑液入り着色液に漬け、花を取り出し乾燥させ、生花のように飾り付ける。花粉アレルギーの心配がないので、病気見舞いの花としても利用できる。	7月 1回
事業名	目的・内容	実施時期・回数
筆ペン教室	最近パソコンによる文章が増え、ハガキ文面、手紙もパソコンによるものが多い。冠婚葬祭の宛名書き、挨拶文にも筆による落ち着いた文字を書けるよう手伝いをする。	9月 3回コース
事業名	目的・内容	実施時期・回数
クラフト教室	荷造り用クラフトテープを手芸用テープに加工したもので籠、バツクを作る。実用に使用していただく。	9月 2回コース
事業名	目的・内容	実施時期・回数
布ぞうり作り	健康に良いとされている草履を、余り布を使用し、草履を作る。布の柔らかい感触のため家庭内でも使用でき、健康の手助けをする。	9月 1回
事業名	目的・内容	実施時期・回数
郷土料理教室	スーパーでも郷土料理として各種のお惣菜等も販売しているが、地方出身の方には郷土独特の味とは程遠いため地方出身の調理師に家庭でも作れる郷土の料理のコツを教える。	3ヵ月に1回 4回コース



## 横浜市上飯田地区センター自主事業別計画書(単表5)

団体名 特定非営利活動法人よつ葉の会

生涯学習支援事業(2)		
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
3B体操教室	3B(ベル・ボール・ベルター)を使用して、世界の民謡や多種多様な音楽に合わせて体を動かし、ダンスをしたり遊び感覚で楽しみながら健康の手助けをする。	10月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
干支木目込み教室	木目込みセットを利用し、毎年の干支を作り上げる。十二支を作る楽しみとして、毎年参加者が増え恒例の行事となっている。	10月 3回コース

事業名	目的・内容	実施時期・回数
お正月用 フラワアレンジメント	基本的な素材の花の活かし方、挿し方を学びながらお正月に向け花の活け方を学ぶ	12月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
初めてのみそ作り	恒例事業となったみそ作りを実施。	1月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
手打ちそば教室	恒例事業となっているそば打ち教室で、毎年楽しみにしている方も多く、季節のそば粉で本格的な道具を使用し、そば打ちを体験し、そば粉の香りを楽しんでもらい、自分で打ったそばを自宅に持ち帰り、家族で味わってもらおう。	2月 1回

## 横浜市上飯田地区センター自主事業別計画書(単票6)

団体名 特定非営利活動法人よつ葉の会

高齢者支援事業		
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
振り込め詐欺対処講座	年々違った形の振り込め詐欺で、TVなどでも多額の詐欺にあっている情報が流れている。この被害を少しでも無くするため、警察署の協力を得て講習を行い、注意点などを学ぶ。	9月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
健康講座	当地区センターに健康講座のチラシ配架を依頼が来ている〇〇病院と協働で高齢者向けの健康講座を開催し、元気でアクティブな高齢者となるよう支援を行う。	10月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
切り絵教室	指先を使い、配置、色の使い方等の思考力で脳に刺激を与えて脳の高齢化を防止する一助にしたい。なお、切り絵は比較的簡単な切り絵で行う。	12月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

## 横浜市上飯田地区センター自主事業別計画書 (単票7)

団体名 特定非営利活動法人よつ葉の会

地域コミュニティ支援		
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
もみじ祭り	よつ葉の会利用団体の作品、演芸発表。合わせてよつ葉の会構成である和泉北部、上飯田、上飯田団地、いちよう団地の各連合自治会が協働して模擬店出店、バザーや地域住民の絵画展示。福祉団体も出店参加。	10月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
クリスマスコンサート	地域の小中学校及び当地区センター利用団体が日頃の練習の成果を地域の皆さんに披露してもらい一日音楽を楽しんでもらう。また他の学校の良い物を取り入れてレベルアップをしてもらう。	12月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
野菜朝市	近隣農家と協働し、当地区センターの利用者に新鮮で安価な朝採り野菜を提供する。売上金の一部を手数料として貰い受け、収入の一部とする。	毎週金曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数



## 横浜市上飯田地区センター自主事業別計画書(単票8)

団体名 特定非営利活動法人よつ葉の会

地域共生社会づくり		
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
パン販売	地域の障害者施設でのパン作りで焼き上げたパンを、野菜朝市と同じ日に開催し、少しでも障害者施設への援助をしたい。	毎週金曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人 よつ葉の会
施設名	横浜市上飯田地区センター

## 令和2年度収支予算書（兼指定管理料提案書）

### I. 指定管理料

(単位：千円)

提案額 (a)	32,818
※区指定上限額 (b)	32,818
差引 (a) - (b)	0
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100.0%

指定管理料提案額=小計【イ】を記入  
※区指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。  
◆今後の市の方針により指定管理者と協議することになりますが、実際に市から支払う金額は、提案額 (a) に前々年度の利用料金収入に対する消費税及び地方消費税の増税分 (5%分) の補てん額を加えたものとなる見込みです。(消費税10%の場合)

### II. 令和2年度収支予算書（総括表）

#### 1 収入の部

項目	合計金額 (単位：千円)	備考
利用料金収入 [A]	4,000	各室利用者の占有利用料
自主事業収入 [B]	1,201	指定管理者が行う自主事業への参加費等
雑入 [C]	1,400	印刷代、自販機販売手数料、通信カード情報料、自販機設置代、電気代等
小計【ア】 ([A]~[C])	6,601	施設運営収入の計
指定管理料① [D]	31,468	【ウ】 - 【ア】
指定管理料② (ニーズ対応費分) [E]	1,350	[A] × 1/3
小計【イ】 ([D]~[E])	32,818	指定管理料の計
収入合計 ([ア] + 【イ】)	39,419	

#### 2 支出の部

項目	合計金額 (単位：千円)	備考
人件費 [a]	21,723	職員の給与、スタッフの賃金、社会保険料等
事務費 [b]	2,758	消耗品費、備品購入費、リース料等
自主事業費 [c]	1,970	指定管理料充当の自主事業費
管理費 A (光熱水費等) [d]	4,100	電気、水道、ガス代
管理費 B (保守管理費等) [e]	4,691	建物、設備の保守管理費、植栽管理費等
公租公課 [f]	2,200	法人税、消費税等
事務経費 [g]	627	[a]~[e]以外の諸費用
小計【ウ】 ([a]~[g])	38,069	施設管理運営経費の計
ニーズ対応費 [h] (= [E])	1,350	[E]と同額になります。
小計【エ】 ([h])	1,350	ニーズ対応費の計
支出合計 ([ウ] + 【エ】)	39,419	

※金額は、消費税及び地方消費税 (10%) 込みの額を記載してください。  
※現在の消費税及び地方消費税は 8% ですが、現段階では利用料金は据え置き (消費税及び地方消費税 5% の内税) としています。



単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人 よつ葉の会
施設名	横浜市上飯田地区センター

## 令和2年度収支予算書

### 1 収入の部内訳 (指定管理料除く)

(単位: 千円)

	項目	内容等	金額	
利用料金収入	利用料金収入	各室占有使用料	ア 4,000	
			イ	
			ウ	
			エ	
			オ	
			カ	
			キ	
			ク	
			ケ	
	小計		[A] 4,000	ア～ケ
自主事業収入	一般自主事業費	自主事業への参加費、材料費等	コ 301	
	学習室事業料	週2回(水曜、金曜日)の学習室月謝、年会費	サ 900	
			シ	
			ス	
			セ	
		小計		[B] 1,201
雑入	印刷代	印刷、コピー機使用料	ソ 400	
	自動販売機手数料	商品売上に対する販売手数料、電気代、設置費用	タ 650	
	通信カラオケ情報料	通信カラオケ新曲利用配信料	チ 250	
	その他	NPO会費、電話代、預金利子、その他雑入	テ 100	
			ト	
		小計		[C] 1,400

小計【ア】	施設運営収入計	6,601	[A]～[C]
-------	---------	-------	---------

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。  
 ※利用料金収入については、現段階で据え置かれている利用料金(消費税及び地方消費税5%の内税)から見込んだ額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人 よつ葉の会
施設名	横浜市上飯田地区センター

### 令和2年度収支予算書

#### 2 支出の部内訳（ニーズ対応費除く）

（単位：千円）

項目	内容等	金額			
人件費	正規雇用職員	ア	11,850		
	臨時雇用職員	イ	9,373		
	対象外の人件費	ウ	500	ウ-1~ウ-4	
	通勤手当	職員、スタッフの交通費	ウ-1	450	
	健康診断費	職員、スタッフの健康診断費補助	ウ-2	50	
	勤労者福祉共済掛金		ウ-3	0	
	退職給付引当金繰入額		ウ-4	0	
	小計		[a]	21,723	ア~ウ
事務費	旅費	各種スキルアップ等の参加に要する交通費	エ	15	
	消耗品費	事務消耗品、定価30,000円(税抜)未満の消耗機材費	オ	600	
	会議賄い費	会議用の茶菓代	カ	45	
	印刷製本費	封筒製作、パンフレット作成費用	キ	278	
	通信費	電話代、郵送料等	ク	278	
	使用料及び賃借料	目的外使用利用	ケ	74	ケ-1~ケ-2
	横浜市への支払い分		ケ-1	74	
	その他		ケ-2	0	
	備品購入費	定価30,000円(税抜)以上の物品購入料	コ	150	
	図書購入費	新聞、雑誌、地図等の購入費	サ	150	
	施設賠償責任保険	施設整備不良が原因の災害に対する賠償の保険料	シ	10	
	職員等研修費	スキルアップのための費用	ス	45	
	振込手数料	買金の払込料及び業者への払込料	セ	90	
	リース料	事務機器のリース代	ソ	580	
	AEDレンタル料	AED設置のレンタル料	タ	83	
	その他	税理士報酬料	チ	360	
			ツ		
			テ		
小計		[b]	2,758	エ~テ	
自主事業費	自主事業を実施するために要する総費用	[c]	1,970		
管理費A	電気料金	館運営のための電気代	ト	2,200	
	ガス料金	館運営のための冷暖房費用(ガスエンジン用)、一般ガス代	ナ	1,300	
	上下水道料金	館運営のための上下水道料金	ニ	600	
	小計		[d]	4,100	ト~ニ
管理費B	清掃費	床、窓等の定期清掃代	ヌ	630	
	修繕費	60万円未満の修繕費	ネ	700	
	機械警備費	警備会社による巡回を含む機械警備費	ノ	615	
	設備保全費	館運営のための保全費用	ハ	2,746	ハ-1~ハ-6
	空調衛生設備保守	冷暖房機の保守点検費用	ハ-1	1,300	
	消防設備保守	防災機器の保守点検費用	ハ-2	120	
	電気設備保守	館全体の電気設備の目視点検費用	ハ-3	160	
	害虫駆除清掃保守	館内各所の害虫駆除、防除費用	ハ-4	66	
	駐車場設備保全費	無し	ハ-5	0	
	その他保全費	上記以外のエレベーター、自動扉、植栽緑化等の費用	ハ-6	1,100	
	共益費		ヒ	0	
		フ			
		ヘ			
小計		[e]	4,691	ヌ~ヘ	
公租公課	事業所税	事業税、法人税等	ホ	400	
	消費税	前年度確定分+当年度中間分	マ	1,800	
	印紙税		ミ	0	
	その他( )		ム	0	
	小計		[f]	2,200	ホ~ム
事務経費	本部分		メ	0	
	当該施設分	上記項目以外に要する費用(カラオケ情報料、ピアノ調律費等)	モ	627	
	小計		[g]	627	メ~モ
小計【ウ】	施設管理運営経費計		38,069	[a]~[g]	

※金額は、消費税及び地方消費税込(10%)込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。

## 設 立 趣 旨 書

平成 15 年 6 月、地方自治法の改正により「公の施設」の管理運営が指定管理者制度となったため、16 年 3 月、地域の全公共的団体で構成する「よつ葉の会」を設立し、翌 17 年 4 月 1 日、指定管理者として泉区長から地区センター1 館、コミュニティハウス 2 館及びこどもログハウス 1 館の運営管理を委託されています。

これ等の公の施設が高齢者の健康増進、子育て支援、青少年健全育成及び生涯学習支援を推進するためにこの地域になくてはならないものと考えています。また、その運営も営利を目的とするものではなく、地域に貢献する者の輪が大事であると思っています。

この度、これ等の施設が地域の人達により有効に広く利用していただくため、会の趣旨に賛同する多くの方々の参加を得て、公平で、民主的運営を目指します。

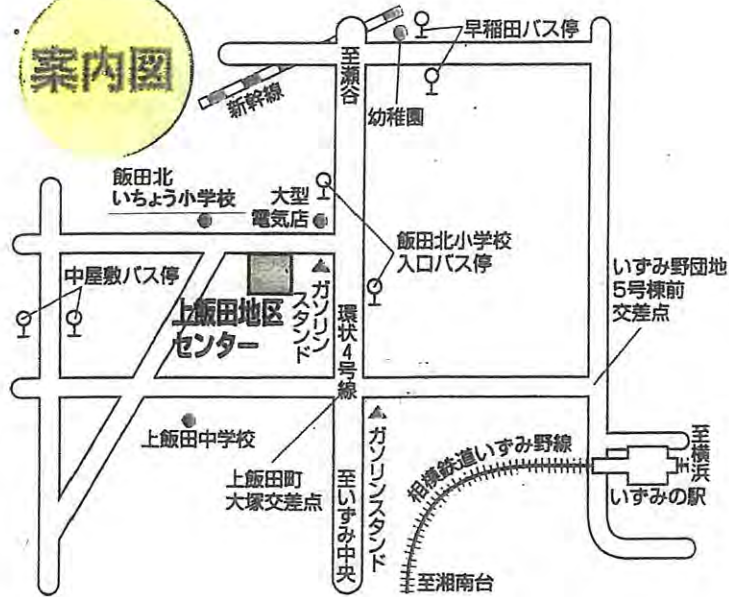
平成 18 年 6 月 17 日

法人の名称 特定非営利活動法人 よつ葉の会

設立代表者 榎下 貫治



# 案内図



## 所在地

〒245-0018  
 横浜市泉区上飯田町3913-1  
 電話 805-5188 FAX 805-5189

## 交通ご案内

- 相鉄線「いずみ野駅」から
  - 徒歩25分
  - バス い10・い12・立01系統「早稲田」から徒歩10分
- バス停「立場ターミナル」「いずみ中央駅」から
  - バス 立02系統「飯田北小学校入口」から徒歩2分
- バス停「泉区総合庁舎前」「立場駅」から
  - バス 戸61系統「中屋敷」から徒歩10分
- 市営地下鉄「下飯田駅」から
  - バス 下05系統「飯田北小学校入口」から徒歩2分

## 施設の概要

開館日 平成15年2月16日(日)  
 敷地面積 3,175.84㎡  
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建  
 延床面積 1,789.46㎡

特定非営利活動法人 上飯田地区センター  
 よつ葉の会

# 利用のご案内

ホームページで  
 「よつ葉の会」情報発信中  
 横浜市よつ葉の会 検索

地区センターは地域の皆さんに気軽に利用していただく施設です。いろいろなサークル活動、研修会、読書、スポーツ、ダンス、レクリエーションなどの活動を通して、「仲間づくり」や「ふれあい」を深める場としてご利用ください。

## 上飯田地区センター 運営の基本方針

- 地域の方々がいつでも気軽に安心して利用できる施設とします。
- 泉区役所と協働し、地域コミュニティを形成する拠点とします。
- 少子化、核家族化に対応した「子育て支援」を行います。
- 学校や行政に頼らず、地域で子どもを育て守る場として「青少年健全育成支援」を行います。
- 元気でアクティブな高齢者になっていただくため「高齢者健康増進支援」を行います。
- さまざまな年代の知的、趣味的な活動に応える「生涯者支援」を行います。

## 利用時間

- ・ 月曜日(除く第1月曜日)～土曜日 午前9時～午後9時(部屋の利用申込、変更等は午後8時で終了)
- ・ 日曜日、祝・休日 午前9時～午後5時(部屋の利用申込、変更等は午後4時で終了)

## 休館日

- ・ 毎月第1月曜日(祝日にあたるときは次の平日。また、年始休館日にあたるときは第2火曜日)
- ・ 年末年始(12月28日～1月4日)

## 図書の出貸

1人3冊(新刊本は2冊)まで、2週間借りられます。  
 初回に、図書貸出カードを受付で発行します。住所などの確認ができるものをお持ちください。  
 貸出、返却は、午前9時～午後8時30分(日曜および祝日・休日は午後4時30分)までです。  
 ※ 詳細は「図書コーナー利用のご案内」を参照ください。

## 主な施設の内容

- ◆ ロビー 簡単な打合せ・談話・こどものオセロや将棋など。
- ◆ 図書コーナー 児童図書・一般図書の貸出しと閲覧。
- ◆ プレイルーム 幼児と保護者のための部屋。おもちゃもあります。
- ◆ 第2小会議室 会議・趣味の会・講座など。 [18名]
- ◆ 娯楽コーナー 囲碁・将棋・談話など。 [11卓]
- ◆ 和室 茶道・着付け・舞踊など。 [10畳2部屋]
- ◆ 音楽室 楽器練習やカラオケなど。カラオケは通信カラオケを導入しています。 [18名]
- ◆ 工芸室 工芸・絵画・手芸・華道・楽器、音楽練習(ピアノあります)など。 [24名]
- ◆ 中会議室 会議・研修会・講習会・ダンスなど。 [48名]
- ◆ 第1小会議室 会議・研修会・講習会・ダンスなど。 [18名]
- ◆ 料理室 料理講習会など。(危険防止のため小学3年生以下保護者同伴) [4テーブル 24名]
- ◆ 体育室 卓球・バドミントン・バスケット・体操など。 [1/3面づつの利用可]  
 (新体操等器具類を使用の場合は、利用できない事もありますので、ご相談下さい)

## 団体利用の登録・申込方法

- 団体利用をしたいときは、あらかじめ1団体5人以上で団体登録をしていただきます。
  - ※ 団体登録についての詳細は、別紙「団体登録規定」を参照下さい。
- 団体登録をされた団体は、利用予定月の2ヶ月前から事前仮申込ができます。(原則1日～7日の間)
  - ※ 詳細は、別紙「団体利用についてのご案内」を参照ください。
- 事前仮申込をされた団体は15日までに正式申込下さい。申込が無い場合はキャンセル扱となります。
- 事前仮申込で利用希望日・利用室・利用時間帯に複数の申込がある場合は、毎月10日(原則)に行われる利用調整会議で決定します。(重複の確認は8日・9日(原則)で電話確認、来館をお願いします)
- 申込は、1団体1週間に1回1時間帯の利用とさせていただきます。但し体育室は午前帯のみ2回までとさせていただきます。なお、利用調整日以降は“空き室”があれば何度でも利用できます。
- 団体登録後、利用状況、内容を確認させていただき、団体登録を取り消させていただきますことがあります。

## 個人の各室利用申込方法

- 個人で各室の利用希望がある場合は、原則、毎月10日の調整会議後に予約の無い“空き室”があれば10日の正午以降に申込が出来ます。
  - ※ 詳細は、受付でご確認ください。

## 利用料金について

会議室や体育室など次の表に掲げる室を利用される場合は、それぞれに定められた利用料金をお支払いいただきます。  
金額単位：円(消費税額含む)

室名	利用料金 (3時間=1時間帯)	備 考
音楽室	600	通信カラオケ情報協力金として 1時間100円をいただきます
第1小会議室	450	人数、利用形態により、2室を1室として広く利用できます
中会議室	1,110	
和 室	960	10畳2室(奥は茶道が出来ます) 分割利用できます。
工芸室	870	ピアノ、楽器、コーラス等の練習が出来ます
体育室	1,920	分割利用できます 2/3面 1,280円 1/3面640円
料理室	640	この室のみ1時間帯2時間となります
第2小会議室	480	会議、趣味の会、講座など

## 利用料金の支払および返還について

- 利用料金は正式利用申込の手続きの時にお支払いいただきます。仮予約された方は申込日を含め3日以内に本申込を行いそのときお支払ください。本申込が無い場合、自動的にキャンセル扱いとなります
- 利用日の7日前までに取消の申出があった場合は、全額返還いたします。
- 正式利用申込み後の体育室の利用面数の減(コート数減)に伴う返還はいたしません。

## 利用にあたり守っていただくこと

- 利用時間を守ってください。(5分後入庫、5分前出庫ルール)
- 利用時間内に清掃及び後始末をしてください。(終了15分前に放送を入れさせていただきます。)
- 使用した物品の確認を行い、指示されたところに返納してください。
- センターの設備又は用具を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用者責任者が弁償してください。

## 利用時間帯

表-1 [平日] (料理室を除く)

時間帯	時 間
午 前	午前9時～正午
午後①	正午～午後3時
午後②	午後3時～午後6時
夜 間	午後6時～午後9時

表-3 [日曜・祝日] (料理室を除く)

時間帯	時 間
午 前	午前9時～正午
午後①	正午～午後3時
午後②	午後3時～午後5時

注：午後②の利用時間は2時間です。

表-2 [料理室]

時間帯	時 間
午前①	午前9時～午前11時
午前②	午前11時～午後1時
午後①	午後1時～午後3時
午後②	午後3時～午後5時
夜間①	午後5時～午後7時
夜間②	午後7時～午後9時

注：日曜・祝日は午後②までとなります。

## 体育室の団体利用・個人利用区分

注：日曜・祝日は、午後5時間館となります。

	月	火	水	木	金	土	日
午 前	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
午後①	団体	団体	団体	団体	団体	青少年健全育成	個人
午後②	個人	個人	個人	個人	個人	個人	個人
夜 間	個人	団体	青少年健全育成	個人	団体	青少年健全育成	閉館 (午後5時間館)

- 青少年育成事業推進のため水曜日夜間、土曜日午後①及び夜間、木曜日夜間の一部は青少年健全育成優先枠とします。
- 地区センターの事業、地域の事業等により利用が出来ない場合があります。
- 個人利用の利用内容については、別紙「体育室利用案内」を参照ください。

## コピー・印刷

地区センターの利用および地域活動に必要な場合は、コピー機や印刷機を実費で使用できます。

## 駐 輪 ・ 駐 車 (縦列駐車は許可車両以外駐車禁止です)

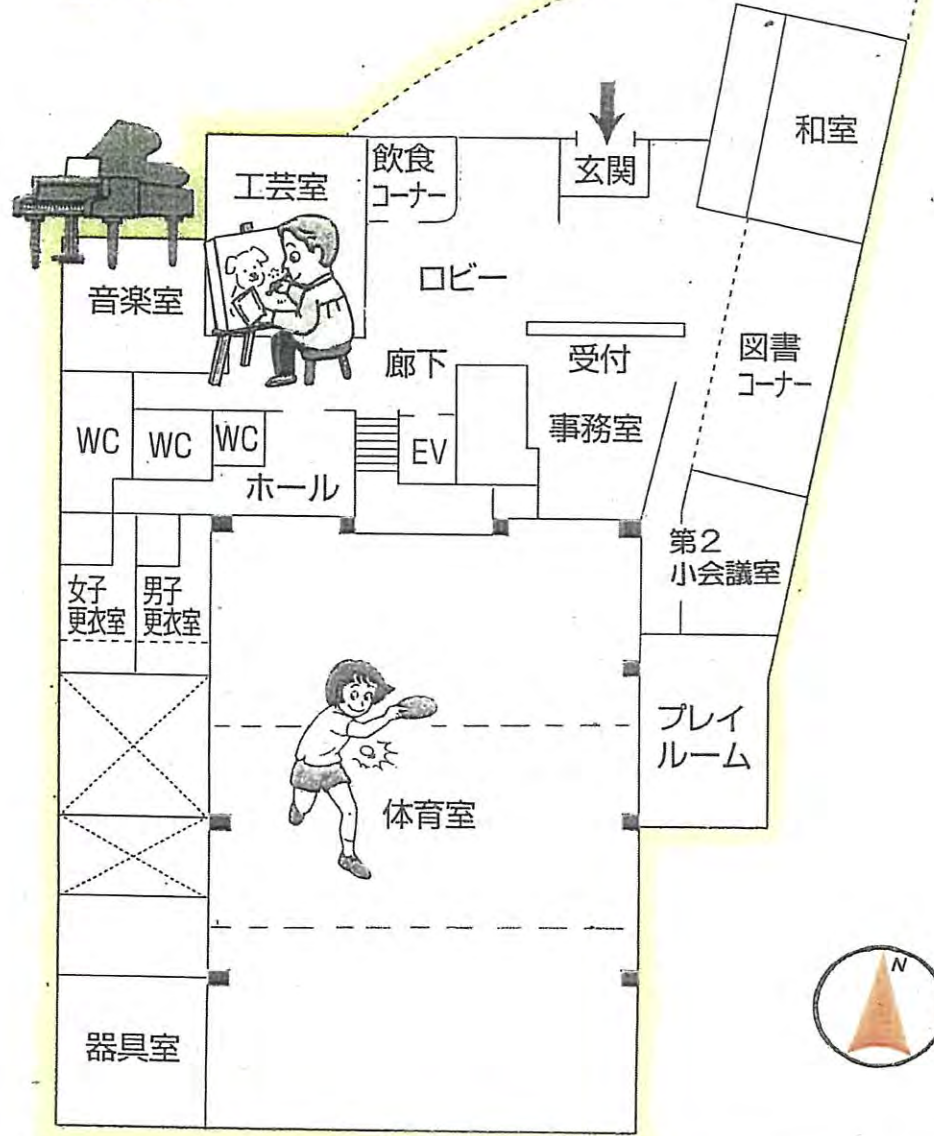
- 自転車・バイクは所定の駐輪場に入れてください。(50台)
- 駐車場利用は団体優先で予約制(駐車許可票発行)です(20台)。身体障害者用駐車場が1台分あります。
- 駐車場は利用人員により、4人まで1台、5人～8人まで2台、9人以上は3台まで予約できます。
  - ※ 駐車場利用の場合「駐車許可票」を必ず車のフロント部分に外から見えるよう掲示してください。
- 5分後入庫、5分前出庫のルールを遵守し、次の利用者との入替をスムーズに行っていただきます。
- 個人の駐車場予約はできませんが、部屋を予約された場合は予約できます。
  - ※ 駐車場内での事故や盗難については、責任をおいしません。
  - ※ 隣接する道路は、『駐車禁止』です。ご協力ください。他人の敷地内での方向転換は禁止です。

## 利用禁止または取消となる場合

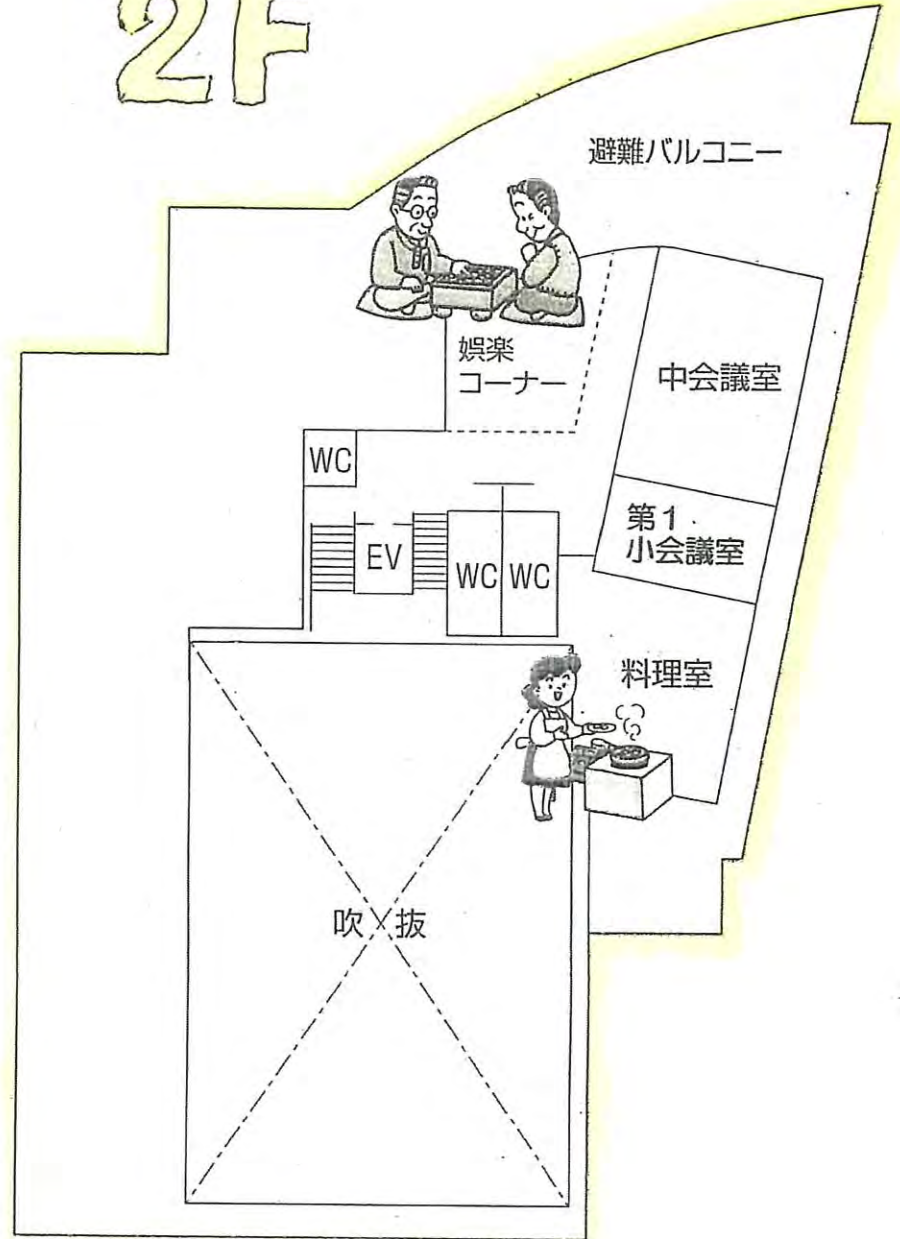
- 営利のみを目的とした利用(物品の販売、商品の展示・説明会)
- 企業活動の一環としての利用の場合(企業内の会議、研修、従業員採用試験等)
- 講師個人や法人が主催して教室等(カルチャースクールのような形態)を開催する場合
- センターの設置目的(地域の自主活動、相互交流の形成)に反する利用
- 施設の管理上支障がある場合(迷惑行為・危険行為など)
  - ※ 利用申込み受付後に、上記に該当することが判明したときは、利用承認を取り消します。



1F



2F



上飯田地区センター 平面図